

【様式第 7号】

集中検針装置設置条件承諾書

次の所に設置する集中検針装置の設置条件として下記事項を承諾します。

装置設置箇所

装置設置箇所住宅名称

1. 集中検針装置を設置するにあたり、電子式水道メーターを除く装置(以下「装置」という)についての維持管理に関する責任は、一切所有者が負うと共に、必要のつど、定期又は随時に点検を行い、メーターの管理・計量に支障がないようにします。
2. 集中検針装置のうち集中検針盤の耐用年数到来後の取り替え又は故障時の取替え、修繕は所有者の費用負担により行います。
3. 集中検針装置のうち電子式水道メーターについて、故障時のメーター交換作業には、一切異議の申し立てをしません。
4. この装置に基づく水道使用者の水量検針及び料金算定に関することは、一切市に一任します。
5. この装置を撤去する場合には事前に市に届け出ます。
6. この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであること熟知させると共に直ちに所有者の変更を市に届け出ます。
7. この装置に起因する使用者との問題は、すべて当事者間で解決し、市には迷惑をかけません。

平成 年 月 日

(あて先)掛川市水道事業管理者

住 所

装置所有者

氏 名

㊞

電 話
